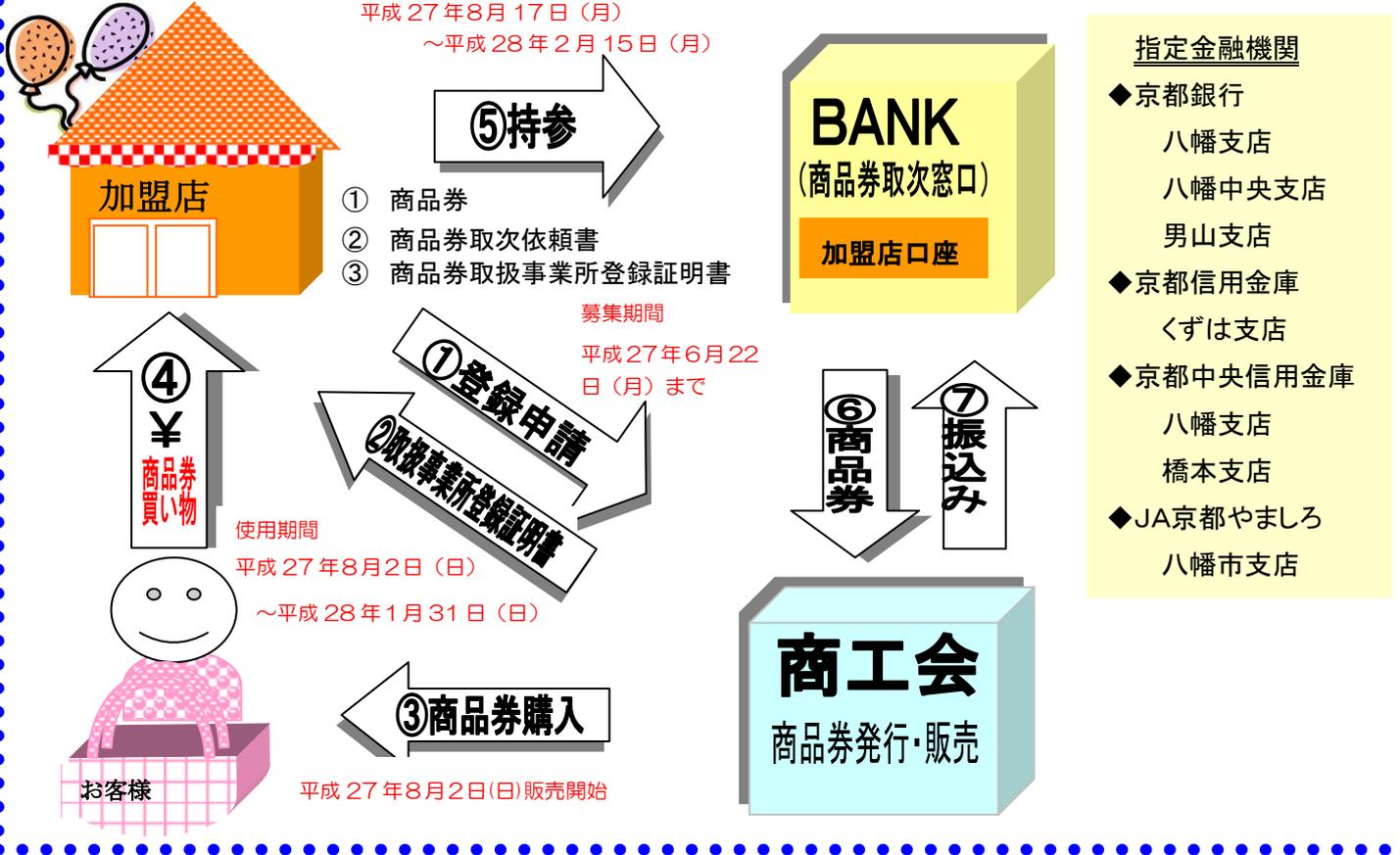


# 商品券取扱い加盟店募集



## 商品券のながれ



○ 以下の業種は商品券の取扱いが可能です ○

◇ 小売業 ◇ 飲食店 ◇ 建設業 ◇ 運輸業 ◇ サービス業 ◇ 製造小売業  
医療業(健康保険による医療給付に係る支払いは対象外)(主たる事業に付随して行う上記の事業)

～ 上記以外の業種で申請により登録を認める業種 ～

◇ アパート・マンション・ガレージ業等

× 以下の業種は商品券の取扱いができません ×

◇ 国・都道府県及び市町村の事業 ◇ 金融・保険事業 ◇ 製造業 ◇ 卸売業 ◇ 飲食店のうち  
風営法による風俗営業許可業種サービス業(宗教・政治・経済・文化等の各団体・集会所・学術研究  
機関) ◇ 風営法による風俗営業許可業種(パチンコホール・マージャンクラブ)

× 使用できない事項 ×

・公共料金・税金・使用料・手数料・電気代・水道代・下水料金 ・電話代・ガス代、たばこ、切手等の  
支払等

× 禁止事項 ×

・商品券の交換、譲渡、売買  
・券面額面に満たない物品の購入等の場合のつり銭の交付  
・有価証券、他の商品券及びプリペイドカード、定期券、切符等の購入  
・仕入れ代金の支払には使用できません

※詳細は募集要項等をご覧ください。